

○最高速度違反車両、放置車両、過積載車両及び過労運転車両に係る指示並びに
自動車の使用制限に関する事務取扱規程（昭和54年5月1日公委規程第4号）

[沿革] 平成2年8月公委規則第6号、3年4月公委規程第4号、4年2月第2号、7年8月第4号、10年7月第4号、17年3月第1号、28年3月第3号改正

目次

第1章 総則（第1条・第2条）

第2章 最高速度違反車両、放置車両、過積載車両及び過労運転車両に係る指示等（第3条—第8条の2）

第3章 下命・容認に係る自動車の使用制限（第9条—第27条）

第4章 指示に係る自動車の使用制限（第27条の2—第31条）

第5章 報告又は資料の提出の要求等（第32条・第33条）

附則

第1章 総則

（趣旨）

第1条 この規程は、道路交通法（昭和35年法律第105号。以下「法」という。）第22条の2第1項に規定する最高速度違反行為に係る車両（以下「最高速度違反車両」という。）に係る指示、法第51条の4（法第75条の8第3項において準用する場合を含む。）に規定する放置車両に係る指示、法第58条の4に規定する過積載車両に係る指示及び法第66条の2第1項に規定する過労運転に係る車両（以下「過労運転車両」という。）に係る指示並びに法第75条第2項及び法第75条の2第1項（同条第2項において準用する場合を含む。）に規定する自動車の使用制限に関する事務を適正かつ迅速に処理するため、必要な事項を定めるものとする。

（用語の意義）

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 指示 法第22条の2第1項、法第51条の4（法第75条の8第3項において準用する場合を含む。）、法第58条の4及び法第66条の2第1項の規定による奈良県公安委員会（以下「公安委員会」という。）の指示をいう。
- (2) 指示対象事案 奈良県警察本部長（以下「本部長」という。）が定める指示の運用基準に該当する事案をいう。
- (3) 最高速度違反管理システム 法第22条の2第1項に規定する最高速度違反行為に関する各種データを電子計算組織で集中的に管理・運用するシステムをいう。

- (4) 駐車違反管理システム 放置駐車違反等に関する各種データを電子計算組織で集中的に管理・運用するシステムをいう。
- (5) 過積載管理システム 法第58条の3第1項に規定する過積載に関する各種データを電子計算組織で集中的に管理・運用するシステムをいう。
- (6) 使用制限処分 法第75条第2項及び法第75条の2第1項（同条第2項において準用する場合を含む。）の規定に基づき、公安委員会が自動車の使用者に対して、自動車を運転し、又は運転させてはならない旨を命ずる処分をいう。
- (7) 下命・容認に係る使用制限対象事案 道路交通法施行令（昭和35年政令第270号。以下「令」という。）第26条の6に規定する自動車の使用制限の基準に該当する事案をいう。
- (8) 指示に係る使用制限対象事案 令第26条の7（令第26条の8において準用する場合を含む。）に規定する自動車の使用制限の基準に該当する事案をいう。
- (9) 署長等 警察署長（以下「署長」という。）及び奈良県警察本部の交通取締り若しくは交通事故事件捜査を担当する課又は隊の長をいう。

第2章 最高速度違反車両、放置車両、過積載車両及び過労運転車両に係る指示等

（指示対象事案カードの作成及び報告）

第3条 奈良県警察本部交通部交通指導課長（以下「交通指導課長」という。）は、指示対象事案を認知したとき又は他の都道府県公安委員会から指示対象事案の移送を受けたときは、指示対象事案カード（別記様式第1号）を作成し、指示対象事案報告書（別記様式第2号）により奈良県警察本部交通部長（以下「交通部長」という。）に報告するものとする。

（指示対象事案の審査）

第4条 交通部長は、前条の報告を受理したときは、当該事実の認定が適正に行われ、事実の証明が十分であるかどうかについて審査しなければならない。

（署長への指示書の送付）

第5条 交通部長は、審査の結果、指示することを決定したときは、奈良県道路交通法施行細則（昭和48年12月奈良県公安委員会規則第14号。以下「細則」という。）第18条の2の規定に基づき、速やかに最高速度違反車両に係る指示書（細則別記様式第17号の2の2）、放置車両に係る指示書（細則別記様式第17号の2の3）、過積載車両に係る指示書（細則別記様式第17号の2の4）又は過労運転車両に係る指示書（細則別記様式第17号の2の5）（以下「指示書」という。）を作成し、当該車両の使用の本拠の位置（以下「使用の本拠」という。）を管轄する署長に送付するものとする。

(指示該当事案の移送)

第6条 交通部長は、審査の結果、指示対象事案に該当するもののうち、当該車両の使用の本拠が他の都道府県公安委員会の管轄区域に変更していることが判明したときは、指示対象事案移送通知書（別記様式第3号）により、当該都道府県公安委員会に移送するものとする。

(地方運輸局長に対する協議等)

第7条 交通指導課長は、最高速度違反車両に係る指示及び過労運転車両に係る指示をしようとする場合において、当該指示に係る自動車の使用者が道路運送法（昭和26年法律第183号）に定める自動車運送事業者又は貨物運送取扱事業法（平成元年法律第82号）に定める第二種利用運送事業を営業者（以下「運送事業者等」という。）であるときは、指示に関する協議書（別記様式第3号の2）により、当該運送事業者等の事業所の位置を管轄する陸運支局長を経て地方運輸局長と協議し、その意見を聴くものとする。

2 交通指導課長は、放置車両に係る指示及び過積載車両に係る指示をしようとする場合において、当該指示に係る自動車の使用者が運送事業者等であるときは、指示に関する意見照会書（別記様式第3号の3）により、当該運送事業者等の事業所の位置を管轄する陸運支局長を経て地方運輸局長に通知し、その意見を聴くものとする。

(指示書の交付)

第8条 署長は、第5条の規定により指示書の送付を受けたときは、速やかに当該指示に係る車両の使用者に対して指示書を交付するものとする。

2 署長は、指示書を交付したときは、その結果を交通指導課長に通報するものとする。

(指示登録等)

第8条の2 交通指導課長は、前条第2項の規定による通報があったときは、当該通報が最高速度違反車両、放置車両及び過積載車両に係る指示に関するものである場合は、それぞれ最高速度違反管理システム、駐車違反管理システム及び過積載管理システムに当該指示の内容を登録するものとし、当該通報が過労運転車両に係る指示に関するものである場合は、本部長が別に定めるところにより当該指示の内容を記録するものとする。

第3章 下命・容認に係る自動車の使用制限

(使用制限対象事案の報告)

第9条 警察官及び交通巡視員は、交通違反事件を検挙又は告知し、若しくは交通事故事件の捜査の過程において下命・容認に係る使用制限対象事案に該当すると認められ

る事案を発見したときは、速やかに自動車使用制限事案報告書（別記様式第4号）を作成するとともに、当該事案に係る交通反則切符、交通切符、現認報告書その他の捜査書類等を添付して、署長等に報告しなければならない。

（使用制限対象事案の審査）

第10条 署長等は、前条の報告を受けたときは、速やかにその内容を審査しなければならない。

（使用制限対象事案の上申）

第11条 署長等は、前条の審査の結果、使用制限対象事案であると認めたときは、自動車使用制限事案上申書（別記様式第5号）により本部長に上申しなければならない。

2 前項に規定する自動車使用制限事案上申書には、当該事案の事実を証明するため、次の各号に掲げるものの全部又は一部を添付しなければならない。

- (1) 交通反則切符2枚目（交通事件原票）の写し
- (2) 交通切符2枚目（交通事件原票）の写し
- (3) 現認報告書の写し
- (4) 捜査報告書の写し
- (5) 送致書の写し
- (6) 被疑者及び参考人の供述調書の写し
- (7) 実況見分調書の写し
- (8) 当該事案の対象となる自動車の自動車検査証の写し
- (9) その他当該事案の事実の証明に必要と認められる資料

3 第1項に規定する上申は、交通指導課長がこれをする場合を除き、交通指導課長を経由するものとする。

（上申内容の審査）

第12条 本部長は、前条の上申を受理したときは、当該事案の事実の認定が適正に行われ、事実の証明が十分であるかどうかについて審査しなければならない。

（使用制限対象事案の移送）

第13条 本部長は、使用制限対象事案に係る自動車の使用の本拠が他の都道府県公安委員会の管轄する区域内にある場合は、自動車使用制限事案移送通知書（別記様式第6号。以下「移送通知書」という。）に、関係書類等を添えて当該都道府県公安委員会に移送するものとする。

（事業所カードの作成及び保管）

第14条 交通指導課長は、署長等から上申され（前条の規定により移送したものを除く。）、又は他の都道府県公安委員会から移送を受けた使用制限対象事案について

は、事業所カード（別記様式第7号）を作成し、警察署別に整理の上、保管しておくものとする。この場合において、事業所カードが既に作成され、保管されているときは、当該使用制限対象事案に係る事項を追記しておくものとする。

（処分量定の審理）

第15条 交通部長は、事業所カードに記入されている使用制限対象事案が政令基準に該当すると認めるときは、下命・容認に係る自動車の使用制限に係る処分量定の細目基準（別記第1）に基づいて処分期間の量定を行い、関係書類を添えて本部長に報告しなければならない。

2 報告を受けた本部長は、公安委員会に自動車の使用制限の上申をしなければならない。

（地方運輸局長に対する通知）

第16条 公安委員会は、受理した処分量定結果報告に係る事業所の使用者が運送事業者等であるときは、法第75条第4項の規定に基づく聴聞を行う前に、自動車の使用制限に関する意見照会書（別記様式第8号）により、当該運送事業者等の事業所の位置を管轄する陸運支局長を経て地方運輸局長に対して使用制限対象事案及び処分量定結果を通知し、次に掲げる事項について意見を聴かなければならないものとする。

- (1) 道路運送法第43条若しくは土砂等を運搬する大型自動車による交通事故の防止等に関する特別措置法（昭和42年法律第131号）第7条の規定に基づく処分の有無又は予定について
- (2) 前号の処分が既に行われている場合における公安委員会が予定している処分期間及び処分時期について
- (3) 輸送需要その他公共性を確保するために必要と認めること（処分実施の延期措置の要否、時期及び処分量定の運用等）について
- (4) その他必要事項について

（不処分事案の処理）

第17条 交通指導課長は、使用制限対象事案について公安委員会が不処分を決定したとき又は処分を保留したときは、事業所カードの備考欄にその旨を記載するものとする。

（聴聞の手續）

第18条 法第75条第4項に規定する聴聞は、聴聞及び弁明の機会の付与に関する規則（平成6年国家公安委員会規則第26号）の規定に基づいて行うものとする。

（使用制限書の作成送付）

第19条 使用制限の執行は、使用の本拠を管轄する署長が行うものとする。

2 本部長は、公安委員会が使用制限を決定したときは、自動車の使用制限書（細則別記様式第17号の2の6。以下「使用制限書」という。）及び道路交通法施行規則（昭和35年総理府令第60号。以下「規則」という。）第9条の15に規定する標章（以下「標章」という。）を前項に規定する署長に送付するものとする。

（処分の執行）

第20条 署長は、前条の規定により使用制限書及び標章の送付を受けたときは、速やかに使用制限に係る自動車の使用者（以下「被処分者」という。）に対して、使用制限書を交付するとともに、当該使用制限に係る自動車の前面の見やすい箇所に標章を貼り付けるものとする。

（執行の報告）

第21条 署長は、使用制限を執行したとき（第23条第2項に基づく使用制限の執行を含む。）は、その結果を自動車使用制限処分執行報告書（別記様式第9号。以下「処分執行報告書」という。）により交通指導課長を経て本部長に報告しなければならない。

（使用状況の確認）

第22条 署長は、使用制限に係る自動車の運転禁止期間中は、その状況を確認するため、被処分者の実態に応じ計画的に視察を行わなければならない。

（処分執行の依頼）

第23条 公安委員会は、使用制限を決定した後において、使用の本拠が他の都道府県公安委員会の管轄区域に変更していることが判明したときは、自動車使用制限処分執行依頼書（別記様式第10号）に、使用制限書、標章及びその他の関係書類を添えて、変更地を管轄する公安委員会に執行の依頼を行うものとする。

2 公安委員会は、他の都道府県公安委員会から使用制限の執行の依頼を受けたときは、第20条及び第21条の規定に基づいて速やかに執行し、その結果を自動車使用制限処分執行通知書（別記様式第11号。以下「処分執行通知書」という。）により、依頼のあった公安委員会に対して通知するものとする。

（事業所カードの記録及び使用制限の登録）

第24条 交通指導課長は、次の各号のいずれかに該当する場合には、事業所カードに所要事項を記録するとともに、最高速度違反車両、放置車両及び過積載車両に関するものについては、それぞれ最高速度違反管理システム、駐車違反管理システム及び過積載管理システムに使用制限の登録を行うものとし、過労運転車両に関するものについては、本部長が別に定めるところにより使用制限の内容を記録するものとする。

(1) 第21条の規定に基づき、署長から処分執行報告書を受理した場合

(2) 他の都道府県公安委員会から処分執行通知書を受理した場合

(標章除去申請の受理)

第25条 法第75条第10項の規定に基づく申請は、使用の本拠を管轄する署長が受理するものとする。

2 署長は、前項に規定する申請を受理するに当たっては、除去申請書（規則別記様式第五の四「標章除去申請書」という。）及び規則第9条の16に規定する書類を提出又は提示させるものとする。

3 署長は、第1項の申請を受理したときは、速やかに本部長に報告しなければならない。

(標章の除去)

第26条 本部長は、前条第3項の報告を受理したときは、内容を審査し、標章の除去又は申請の却下の決定を行わなければならない。

2 本部長は、前項の決定を行ったときは、速やかに当該申請に係る自動車の使用の本拠を管轄する署長に対し、自動車使用制限標章除去申請に係る決定通知書（別記様式第12号）により、申請者に対する決定内容の通知、標章の除去 所要の措置を命ずるものとする。

3 署長は、前項の規定により標章を除去したときは、その状況を標章除去報告書（別記様式第13号）により、本部長に報告しなければならない。

(処分記録等の処理)

第27条 交通指導課長は、使用制限対象事案の処理状況を上申書の処理結果欄に記録して明らかにしておかななければならない。

2 処分記録等の保存は、次の各号に掲げるところによる。

(1) 事業所カードは、警察署別に事業所名の五十音順に整理し、永久保存とすること。

(2) 使用制限を執行した事案の関係書類は、執行年月日順に整理し、執行した日から起算した3年保存とすること。

(3) 処分決定したが、被処分者が所在不明等のため、処分未執行となっている事案については、処分決定順に整理保存すること。

第4章 指示に係る自動車の使用制限

(対象事案の掌握)

第27条の2 交通指導課長は、最高速度違反管理システム、駐車違反管理システム及び過積載管理システム並びに本部長が別に定めるところにより作成する過労運転車両に関する記録を通じて、指示に係る使用制限対象事案を掌握するものとする。

(報告)

第28条 交通指導課長は、指示に係る使用制限対象事案を認知したときは、速やかにその内容を審査し、使用制限対象事案に該当するときは、当該事案の事実を証明するため、次の各号に掲げるものの全部又は一部を添付して、本部長に報告するものとする。

- (1) 指示書の写し
- (2) 指示書受領書
- (3) 当該事案の対象となる自動車検査証の写し
- (4) その他当該事案の事実の証明に必要と認められる資料
(処分事案の移送)

第28条の2 交通指導課長は、指示に係る使用制限対象事案のうち当該自動車の使用の本拠が他の都道府県公安委員会の管轄する区域内にあることが判明したものについては、移送通知書により当該都道府県公安委員会に移送するものとする。

(事業所カードの作成及び保管)

第29条 交通指導課長は、指示に係る使用制限対象事案又は他の都道府県公安委員会から移送を受けた指示に係る使用制限対象事案については、事業所カードを作成し、警察署別に整理保管しておくものとする。この場合において、事業所カードが既に作成保管されているときは、当該処分対象事案に係る事項を追記しておくものとする。

(処分量定の審査)

第30条 交通部長は、事業所カードに記入されている指示に係る使用制限対象事案が政令基準に該当すると認めるときは、「指示に係る自動車の使用制限に係る処分量定の細目基準」（別記第2）に基づいて処分期間の量定を行い、関係書類を添えて本部長に報告しなければならない。

(準用規定)

第31条 第12条、第13条及び第16条から第27条までの規定は、指示に係る自動車の使用制限について準用する。この場合において、第12条中「前条」とあるのは「第30条」と、「上申」とあるのは「報告」と、第18条中「法第75条第4項」とあるのは「法第75条の2第2項の規定において準用する法第75条第4項」と読み替えるものとする。

第5章 報告又は資料の提出の要求等

(報告又は資料の提出の要求)

第32条 交通部長は、法第75条の2の2第2項の規定により自動車の使用者に対して報告又は資料の提出を求めるときは、速度、駐車若しくは積載又は運転者の心身の状態に関する報告・資料要求書（細則別記様式第17号の2の7）を交付して行うものとする。

- 2 交通部長は、前項の規定により、報告又は資料の提出を求めたときは、報告・資料提出要求簿（別記様式第14号）に記載し、その状況を明らかにしておくものとする。

（本部長への委任）

第33条 この規定の施行に関し必要な事項は、本部長が定めるものとする。

附 則

この規程は、昭和54年5月1日から施行する。

附 則 （平成2年8月31日奈良県公安委員会規則第6号）抄

（施行期日）

- 1 この規則は、平成2年9月1日から施行する。

附 則 （平成3年4月25日奈良県公安委員会規程第4号）

- 1 この規程は、平成3年4月25日から施行する。

- 2 この規程施行の際、現にこの規程による改正前の自動車の使用制限に関する事務取扱規程（昭和54年5月奈良県公安委員会規程第4号）によりなされている報告、上申及び処分の執行その他の手続きは、それぞれこの規程の相当規程によりなされた手続きとみなす。

附 則 （平成4年2月28日奈良県公安委員会規程第2号）

この規程は、平成4年3月1日から施行する。

附 則 （平成7年8月25日奈良県公安委員会規程第4号）

この規程は、平成7年8月25日から施行する。

附 則 （平成10年7月3日奈良県公安委員会規程第4号）

この規程は、平成10年7月3日から施行する。

附 則 （平成17年3月31日奈良県公安委員会規程第1号）

この規程は、平成17年4月1日から施行する。

附 則 （平成28年3月31日奈良県公安委員会規程第3号）

この規程は、平成28年4月1日から施行する。

別記様式第1号（第3条関係）

整理番号	
指 示 対 象 事 案 カ ー ド	
事 業 所 名	
所 在 地	
代 表 者 名	
運 転 者 数	
自 動 車 台 数	
備 考 (処 分 前 歴)	

(継用紙)

指 示 対 象 行 為 年 月 日		
指 示 車 両		
運 転 者 の 住 所 氏 名		
自 動 車 の 使 用 者 名		
下 命 ・ 容 認 の 有 無		
処 分	指 示 年 月 日	
	指 示 の 内 容	
処 理 区 分	移送受理年月日 及び都道府県名	
	移送年月日及び 移 送 先	
指 示 書 送 付 書		
備 考		

別記様式第2号（第3条関係）

平成 年 月 日

交 通 部 長 殿

交通指導課長

指 示 対 象 事 案 報 告 書

道路交通法第22条の2第1項、第51条の4（同法第75条の8第3項において準用する場合を含む。）、第58条の4及び第66条の2第1項の規定に基づく指示対象事案に該当すると認められる事案を認知したので報告する。

事業所の名称 及び所在地	
使用者の氏名	
自動車の登録 （車両）番号	
違反運転者の 住所氏名	
事案の内容	
添付書類	

区 分		年 月 日	内 容	
指 示 対 象 行 為		・ ・		
過 去 一 年 以 内 の 処 分 事 情	違 反 前 歴	・ ・		
		・ ・		
		・ ・		
	指 示 前 歴	・ ・		
		・ ・		
	自 動 車 使 用 制限命令の前歴	・ ・		
		・ ・		
	指 示 （ 案 ） の 内 容			
処 理 結 果				
指示決定年月日		・ ・	指示書交付年月日	・ ・
指示登録年月日		・ ・	指示書交付警察署	・ ・
決 定 内 容				
備 考				

奈公委第 号
平成 年 月 日

公安委員会 殿

奈良県公安委員会 印

指 示 対 象 事 案 移 送 通 知 書

下記の者は、貴公安委員会の管轄区域内に自動車使用の本拠を有する者であるが、当公安委員会において指示対象事案を認知したので、当該事実に係る関係書類を添えて通知する。

事 業 所 及 び 所 在 地	
使 用 者 の 氏 名	
指 示 対 象 行 為 の 概 要	
添 付 書 類 及 び 通 数	

奈公委第 号
平成 年 月 日

運輸局長 殿

奈良県公安委員会 印

指 示 に 関 す る 協 議 書

次のとおり、道路交通法 第22条の2第1項 第66条の2第1項 の規定による指示をする予定で
あるので、意見があれば、平成 年 月 日までに文書をもって回答願
います。

なお、期日までに回答がない場合には、意見がないものとして取り扱います。

記

1 対 象 者

事 業 者 名

所 在 地

代 表 者 氏 名

2 指示の理由等

別紙のとおり

取扱者の氏名及び電話番号

別紙

指 示 の 理 由		
指 示 事 項 (予定)		
指 示 の 年 月 日 (予定)	平成 年 月 日	
指 示 に 係 る 自 動 車	登 録 (車 両) 番 号	
	使 用 の 種 別	
そ の 他 参 考 事 項		

奈公委第 号
平成 年 月 日

運輸局長 殿

奈良県公安委員会 印

指 示 に 関 す る 意 見 照 会 書

次のとおり、道路交通法 第51条の4 第58条の4 の規定による指示を行う予定であるので、
意見があれば、平成 年 月 日までに文書をもって回答願います。
なお、期日までに回答がない場合には、意見がないものとして取り扱います。

記

1 対 象 者

事 業 者 名

所 在 地

代 表 者 氏 名

2 指示の理由等

別紙のとおり

取扱者の氏名及び電話番号

別紙

指 示 の 理 由		
指 示 事 項 (予定)		
指 示 の 年 月 日 (予定)	年 月 日	
指 示 に 係 る 自 動 車	登 録 (車 両) 番 号	
	使 用 の 種 別	
そ の 他 参 考 事 項		

平成 年 月 日

課・隊長
警察署長 殿課・隊
警察署

階級

㊟

自動車使用制限対象事案報告書

道路交通法第75条第2項

道路交通法第75条の2第1項の規定に基づく処分対象事案を発見したので報告する。

道路交通法第75条の2第2項

端 緒	☐ 交通違反 ☐ 交通事故 ☐ 最高速度違反管理システム ☐ 駐車違反管理システム ☐ 過積載管理システム
事 案 の 日 時	平成 年 月 日 午 前 時 分 ごろ 後
事 案 の 場 所	
事 案 の 内 容	☐ 酒酔い運転 ☐ 麻薬等運転 ☐ 無免許運転 ☐ 大型自動車等無資格運転 ☐ 過労運転 ☐ 酒気帯び運転 ☐ 最高速度制限違反 ☐ 積載制限違反 ☐ 放置行為 ☐ 指示後の最高速度制限違反 ☐ 指示後の放置行為 ☐ 指示後の積載制限違反 ☐ 指示後の過労運転
事業所の名称及 び 所 在 地	
使用者の氏名等	
自動車の登録 （車両）番号	
添 付 書 類	☐ 反則切符 ☐ 交通切符 ☐ 現認報告書 ☐ その他（ ）

第 号
平成 年 月 日

奈良県警察本部長 殿

課 隊
警察署長 印

自動車使用制限事案上申書

道路交通法第75条第2項
下記の者は、道路交通法第75条の2第1項の規定に基づく処分対象事案に該当すると
道路交通法第75条の2第2項
認められるので上申する。

事業所の名称 及び所在地	
使用者の氏名	
自動車の登録 （車両）番号	
下命・容認行為者の 住所・職（地位）・氏名	
違反運転者の 住所氏名	
事案の内容	下命・容認行為（ ） 運転者の違反行為 ☐ 有 ☐ 無 指示後の最高速度制限違反 指示後の放置行為 指示後の積載制限違反 指示後の過労運転
添付書類	☐ 反則切符 ☐ 交通切符 ☐ 現認報告書 ☐ その他（ ）

処 理 結 果							
処 理 区 分	☐ 自県事案 ☐ 自署 ☐ 他署						
	☐ 他県事案						
	移 送 番 号		奈公委		第	号	
	移送年月日		平成	年	月	日	
	移 送 先		公安委員会				
処 分 基 準	区 分	年 月 日	内 容			点数	
	処 分 対 象 行 為						
	交通事故						
	過去一年以内の処分事情	処分前歴					
		容認歴・下命					
合 計					点 数		
処 分	量 定	日					
	決 定		期間	年 月 日から 年 月 日まで			
聴 聞	通知年月日						
	聴聞年月日		出席の有無	☐ 出席 ☐ 欠席			
処分年月日			処 分 執 行 警 察 署				
備 考							

奈公委第 号
平成 年 月 日

公安委員会 殿

奈良県公安委員会 印

自動車使用制限事案移送通知書

下記の者は、貴公安委員会の管轄区域内に自動車使用の本拠を有する者であるが、当公安委員会において自動車の使用制限の対象になると認められる事実を発見したので、当該事実に係る関係書類を添えて通知する。

事業所及び 所在地	
使用者の氏名	
処分対象行為の 年 月 日	
処分対象行為の 種 別	
添付書類 及び通数	

別記様式第 7 号（第14条関係）

（表）

整 理 番 号	
	事 業 所 カ ー ド
事 業 所 名	
所 在 地	
代 表 者 名	
運 転 者 数	
自 動 車 台 数	
備 考 （ 処 分 前 等 ）	

奈公委第 号

平成 年 月 日

運輸局長 殿

奈良県公安委員会 印

自動車の使用制限に関する意見照会書

道路交通法第75条第2項

次のとおり道路交通法第75条の2第1項の規定のに基づき、自動車の使用制限

道路交通法第75条の2第2項

の処分を行う予定であるので、平成 年 月 日までに文書をもって回答
願います。

1 被処分者

事業所名

所在地

代表者氏名

2 処分理由等

別紙のとおり

取扱者の氏名・電話	
-----------	--

別紙

自動車の使用制限事案の概要等

①事業所等の名称・所在地		
②代 表 者 の 氏 名		
③運送事業等の種類・運送 城路線・自動車使用台数・ 運転者数		
④処分事案の概要及び処分 の理由		
⑤処分の年月日（予定）		年 月 日
⑥処分の期間（予定）		日
⑦ 処 自 分 動 に 車 係 る	登録（車両）番号	
	使 用 の 種 別 〔該当するものに✓〕 〔印を付すること。〕	☐ 路線用トラック ☐ 集配用トラック ☐ 一般区域トラ ック ☐ バス ☐ タクシー ☐ その他（ ）
⑧荷 主 の 住 所 ・ 氏 名 （事業所名）		
⑨荷 物 の 種 類		
⑩事業所等の過去における 交通違反歴・交通事故歴 及び自動車の使用制限処 分歴		
⑪そ の 他 参 考 事 項		

第 号
平成 年 月 日

奈良県警察本部長 殿

警察署長 印

自動車使用制限処分執行依頼書

下記の者に対する自動車の使用制限に関する処分の執行を依頼します。

自 動 車 の 使 用 制 限 書 の 交 付 日 時	平成 年 月 日 時 分
同 上 交 付 場 所	
被 交 付 者 の 住 所 ・ 氏 名	
標 章 を は り 付 け た 自 動 車 の 登 録 （ 車 両 ） 番 号	
処 分 執 行 し た 警 察 官 の 官 職 氏 名	
備 考 〔 処分執行の際にお ける特異動向等に ついて記入する。 〕	

奈公委第 号
平成 年 月 日

公安委員会 殿

奈良県公安委員会 印

自動車使用制限処分執行依頼書

下記の者に対する自動車の使用制限に関する処分の執行を依頼します。

使用制限書番号		奈良県公安委員会達第 号
被 処 分 者	事業所名	
	所在地	
	使用者・氏名	
	自動車の登録 (車両)番号	
執行依頼の理由		
添付資料		☐ 使用制限書 通 ☐ 標章 通 ☐ その他 () 通

奈公委第 号
平成 年 月 日

公安委員会 殿

奈良県公安委員会 印

自動車使用制限処分執行通知書

貴公安委員会からの依頼のあった下記の者に対する自動車の使用制限に関する処分を執行したので通知します。

使用制限書番号		奈良県公安委員会達第 号
被 処 分 者	事業所名	
	所在地	
	使用者・氏名	
	処分自動車の 登録（車両）番号	
執行年月日		

（表）

奈公委第 号

平成 年 月 日

殿

奈良県公安委員会 印

自動車使用制限標章除去申請に係る決定通知書

あなたから申請のあった自動車の使用制限の標章除去申請について、当公安委員会は、次のとおり措置を決定したので通知します。

自動車の使用制限を受けている者	氏 名 住 所
標章が付されている自動車の登録（車両）番号	
決 定 事 項	1 上記自動車にはり付けられている標章を取り除く。 2 申請は、次の理由から容認しがたいので却下する。 ＜理由＞
	整理番号

注：決定事項は、該当するものの数字を○で囲むものとする。

(教示事項)

- 1 この処分について不服があるときは、行政不服審査法（平成26年法律第68号）の規定により、奈良県公安委員会に対し、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に審査請求をすることができます（なお、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内であっても、この処分があった日の翌日から起算して1年を経過したときは、審査請求をすることができなくなります。）。
- 2 この処分については、行政事件訴訟法（昭和37年法律第139号）の規定により、奈良県（訴訟において奈良県を代表する者は奈良県公安委員会となります。）を被告として、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に処分の取消しの訴えを提起することができます（なお、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内であっても、この処分の日の翌日から起算して1年を経過したときは、処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。ただし、上記1の審査請求をした場合には、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に処分の取消しの訴えを提起することができます。

第 号
平成 年 月 日

奈良県警察本部長 殿

警察署長 印

標 章 除 去 報 告 書

道路交通法第75条第10項の規定により、下記の標章を除去したので報告します。

申 請 人	事 業 所 の 名 称	
	所 在 地	
	氏 名	
標章を除去した自動 車の登録(車両)番号		
除 去 年 月 日		

別記様式第14号（第32条関係）

報告・資料提出要求簿

要求書番号 及 び 要求年月日	事業所等の名称	使用者等氏名	要求内容	受 領 資 料		備 考
				資 料 名	措 置	